

宮崎県水と緑の森林づくり税（第5期）の 基本方針

令和8年3月

宮崎県環境森林部環境森林課

目 次

1	はじめに	1
2	現行制度の概要	2
	(1) 税の目的	2
	(2) 課税方式及び税収額	2
3	第4期の取組実績と成果（令和3年度～令和6年度）	4
	(1) 県民の理解と参画による森林づくり	4
	(2) 多面的機能を発揮する豊かな森林づくり	7
	(3) 森林を守り育む次代の人づくり	10
4	宮崎県森林環境税に対する県民意識調査結果	12
	(1) 県民アンケート	12
	(2) 地域意見交換会	14
5	宮崎県水と緑の森林づくり税（旧：宮崎県森林環境税）（第5期）の概要	15
	(1) 税制度の内容	15
	(2) 国の森林環境税及び森林環境譲与税	15
	(3) 宮崎県水と緑の森林づくり税と国の森林環境譲与税における使途の整理	16
	(4) 使途の基本的な考え方	18
	(5) 名称の変更	19

1 はじめに

県土の76%を占める森林は、清らかな水を貯え、川や海を育み、自然災害から県民の生命や財産を守るとともに、住宅の材料となる木材を供給するなど、私たちの暮らしにとってかけがえのない存在です。

その一方で、林業採算性の悪化や森林所有者の経営意欲の低下、さらには林業担い手の減少・高齢化等により、伐採後に再造林が行われない森林や、間伐等の手入れの行き届かない森林が増加し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、ひいては県民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、県民みんなで森林を支える仕組みの一つとして、県民共有の財産である森林から恩恵を受けている県民に、平等かつ公平な負担をいただくこととし、平成18年4月から森林環境税を導入し、平成23年、28年、令和3年に課税期間をそれぞれ5年間延長して、この税の活用によって森林づくりに関する各種施策に取り組んでまいりました。

その成果として、森林ボランティア団体や企業等による森林づくりが広がりをみせるとともに、広葉樹の植栽等により多面的機能を発揮するための森林の整備・保全が進み、さらには森林環境教育によって森林を守り育む次代の人づくりが図られつつあるものと考えております。

一方、国においては、平成31年4月に「森林経営管理制度」が導入され、更なる森林整備の促進を目的とした「森林環境譲与税」が創設されました。また、令和6年度からは森林環境譲与税の財源となる国の森林環境税の課税も開始され、これらの情勢も考慮しながら、宮崎県森林環境税の継続の可否等について検討を進めてきました。

この基本方針は、第5期となる本税のあり方について、第4期における各事業の取組や成果、また県民の皆様からいただいた幅広い意見や森林環境税活用検討委員会での意見等を踏まえ、考え方をとりまとめたものです。

2 現行制度の概要

(1) 税の目的

県土の保全、水源の涵養^{かん}など森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の理念を実現するために、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策を推進することを目的に導入しています。

(2) 課税方式及び税収額

① 課税方式

県民税均等割超過課税方式（法定普通税）

個人：住民税のうち個人県民税の均等割額に500円を加算

法人：法人県民税の均等割額に対し5%相当額を加算

[課税対象者]

個人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に住所がある人 ・ 県内に事務所、事業所又は別荘などの家屋敷を持っている人で、その所在する市町村に住所のない人 (生活保護世帯や一定の低所得者は除きます。)
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内に事務所（事業所）がある法人 ・ 県内に事務所（事業所）はないが、寮・宿泊所・クラブなどを持っている法人 ・ 県内に事務所（事業所）又は寮などを持っている法人でない社団又は財団で、代表又は管理人の定めのあるもの。

② 税収額等

個人県民税の徴収事務を行う市町村へ交付する徴収取扱費を差し引いた全額を、森林環境税基金に積み立てて事業を実施しています。

第4期の税収額と使途事業額

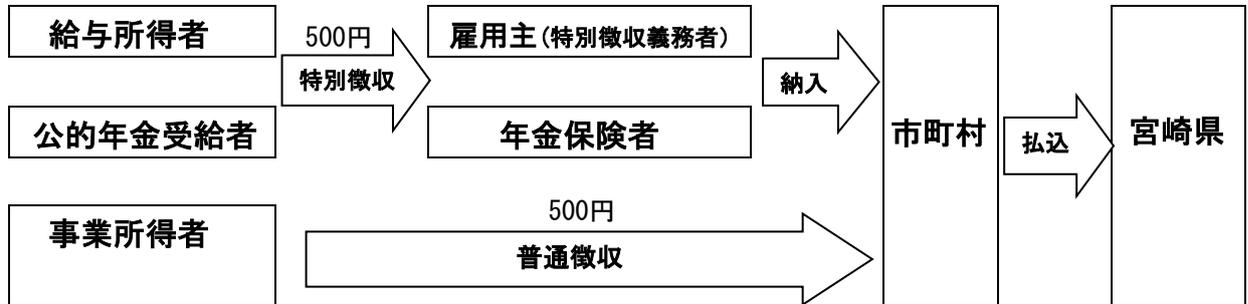
(単位：百万円)

区分	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (見込み)	計
税収額	317	318	317	324	324	1,600
使途事業額	328	288	305	209	239	1,369

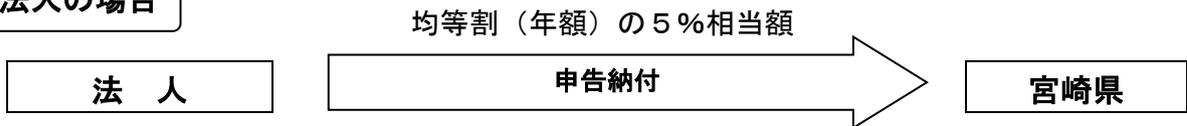
※令和6年度までは決算額、7年度は予算額

【参考】宮崎県森林環境税徴収の仕組み

個人の場合



法人の場合



法人税県民税均等割(年額)の5%相当額

資本金等の額	均等割額	森林環境税	均等割額計
50億円超	800,000円	40,000円	840,000円
10億円超～50億円	540,000円	27,000円	567,000円
1億円超～10億円	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円超～1億円	50,000円	2,500円	52,500円
1千万円以下	20,000円	1,000円	21,000円

3 第4期の取組実績と成果（令和3年度～令和6年度）

第4期は、「県民の理解と参画による森林づくり」「多面的機能を発揮する豊かな森林づくり」「森林を守り育む次代の人づくり」の3つの視点から、各種施策を展開しました。

第4期の使途区分別の事業額

（単位：千円）

区 分	令和3年度	4年度	5年度	6年度	計
県民の理解と参画による森林づくり	70,631	61,503	61,922	61,321	255,377
多面的機能を発揮する豊かな森林づくり	236,907	203,453	219,797	125,211	785,368
森林を守り育む次代の人づくり	20,480	22,848	23,465	22,571	89,363
計	328,018	287,803	305,184	209,103	1,130,108

※四捨五入のため、計が一致しないことがある。

（1） 県民の理解と参画による森林づくり

森林・林業への理解や県民みんなで森林を守り育てていく気運の醸成を図るとともに、県民や企業等が行う森林づくり活動の支援などを実施し、多様な担い手による森林づくりを進めました。

① 主な取組・実績

（令和3年度～令和6年度）

取組内容	実 績
県民参加の森林づくりイベントの開催	参加者 2,084名
宮崎県森林環境税の広報・情報発信	新聞広告掲載等 リーフレット 5,000部
森林ボランティア活動の支援	団体数 160団体 面積 1,159.05ha
県民の植樹活動に要する苗木の提供	団体数 148団体 面積 329.21ha 苗木提供 48,254本
森林づくり活動の相談窓口の設置	相談件数 408件
企業等による森林づくり活動の誘致	協定締結数 15件 協定面積 266.28ha
みやざき森づくりボランティア協議会の活動支援	協議会会員 15団体
森林・林業・木材産業研修会の開催	参加者 1,110名

県民ボランティアの集い



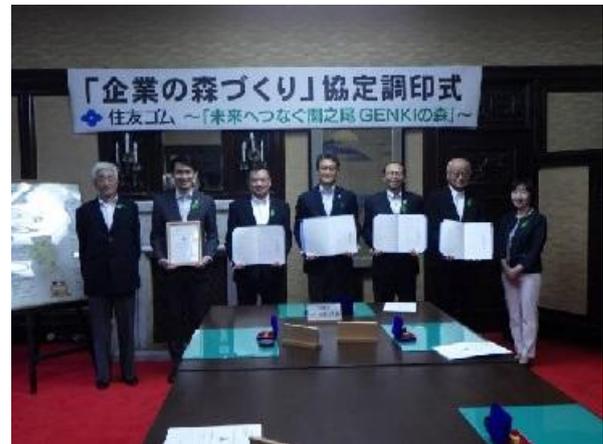
宮崎県森林環境税に関する新聞広告



森林ボランティア活動



企業の森づくり活動



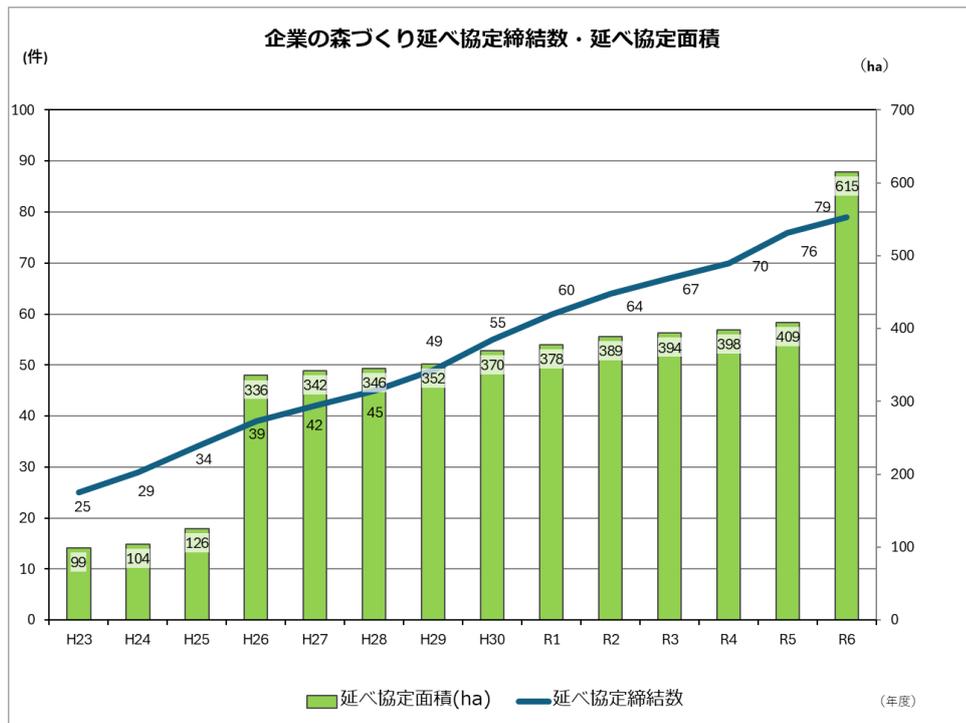
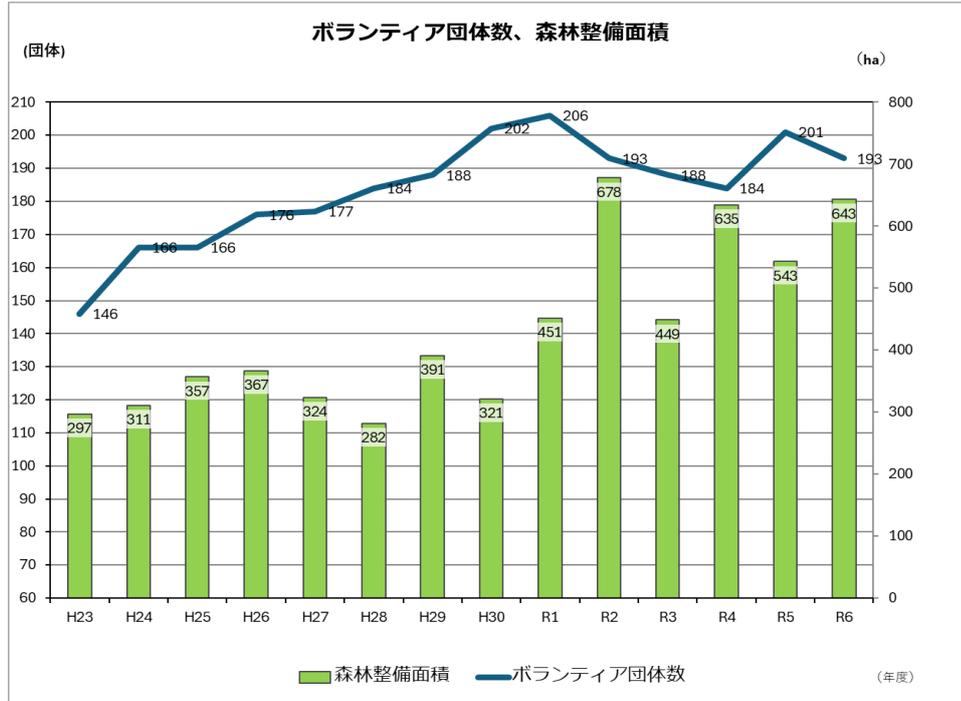
山村地域の持続的発展推進本部会議



② 取組の成果

森林づくりボランティア団体による令和6年度の森林整備面積は643haで、長期間にわたり増加傾向にあります。また、コロナ禍の影響により減少した森林づくりボランティア団体数も回復してきています。

また、企業の森づくりの協定締結件数は延べ79件に、協定面積は延べ615haに増加するなど、県民の理解と参画による森林づくりが進められました。



(2) 多面的機能を発揮する豊かな森林づくり

水源地等の上流域での広葉樹植栽や、花粉の少ないスギコンテナ苗生産への支援、森林生態系の保護活動や巨樹等の保全など、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための取組を行いました。

① 主な取組・実績

(令和3年度～令和6年度)

取組内容	実績
水源地等の上流域で放置された森林を対象に行う広葉樹の植栽等への支援 水土保持機能の低下を防止するための伐採後の速やかな再生林への支援	広葉樹造林 160.04ha 下刈り 1,915.02ha 広葉樹造林・保育冊子の作成 速やかな再生林 4,005.10ha 獣害防護柵設置 1,175km
コンテナ苗生産施設整備への支援 新規コンテナ苗生産者への穂木確保支援 新規コンテナ苗生産者への試験的生産支援 林福連携によるコンテナ苗生産の試験的生産への支援	生産施設 26施設 穂木確保支援 39事業体 試験的生産支援 35事業体 林福連携支援 5事業体
県採穂園の管理	管理整備 8.54ha
森林生態系の保全活動等に対する支援	保護・保全等 7市町村
台風等により堆積した流木等の撤去	流木撤去 7,033空 ³ m
保安林候補地の選定及び森林現況や保全対象等の調査	保安林候補地調査 2,826ha
巨樹・古木の診断、治療、害虫防除等	診断、治療、害虫駆除等 70本
保全すべき松林周辺の民家等に点在する松の伐倒駆除等	伐倒駆除 334m ³
松くい虫被害が激甚化した区域の被害木の伐倒駆除等	伐倒駆除 922.1m ³
木質バイオマスや風倒等被害木の搬出運搬の支援	木質バイオマスの運搬支援 78,735生t 風倒等被害木の整理・搬出支援 1.08ha

広葉樹の造林・下刈り（クヌギ）



水源地等への速やかな再造林



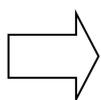
県採穂園の管理整備（高鍋採穂園）



木質バイオマスの運搬



台風等により堆積した流木等の撤去



キレンゲショウマの保護



エヒメアヤメの調査



巨樹・古木の保全



松くい虫被害木伐倒駆除



② 取組の成果

広葉樹の植栽等約2,075haなどの水土保持林の整備や、台風等により溪流等に堆積した流木等7,033空^mの撤去など、森林の多面的機能を発揮する豊かな森林づくりが進められました。そのほか、巨樹・古木等70本の治療等や、7市町村での希少野生動植物の生息地の保護・保全、被害木の伐倒駆除等による海岸マツ林の保全などの取組も行われました。

(3) 森林を守り育む次代の人づくり

学校や地域等が行う森林環境教育への指導者派遣や、小学生等を対象とした林業現場等の見学研修、みどりの少年団の活動支援などを実施しました。

また、ひなもり台県民ふれあいの森や川南遊学の森等の県有施設において、子どもや一般県民などを対象とした森林環境教育や研修会を開催するとともに、ホームページ「みやぎきの環境」の管理・運営や、環境情報センターの運営支援等を行いました。

① 主な取組・実績 (令和3年度～令和6年度)

取組内容	実績
森林環境教育の指導者派遣・教材提供	実践学校等 209件
みどりの少年団への支援	みどりの少年団支援 35団体 みどりの少年団団員数1,235名
林業現場等の見学研修（バスツアー）	参加者 475名
「ひなもり台県民ふれあいの森」「諸県県有林共に学ぶ森」における森林環境教育	研修等実施回数 89回 参加者 8,174名
「川南遊学の森」における自然体験講座の開催	自然体験講座 46回 参加者 1,229名
県林業技術センター「森の科学館」における森林・林業等に関する研修の開催	来館者 11,916名 森林・林業等研修 99回 参加者 3,462名
環境情報センター運営 環境保全アドバイザー派遣 「みやぎき環境大学」の開催等	利用者数 77,128名 アドバイザー派遣 282回 参加者 542名
環境ポータルサイト「みやぎきの環境」運営	アクセス数 1,069,060回

森林環境教育の実践（指導者派遣）



みどりの少年団活動（研修大会）



林業現場等の視察研修（バスツアー）



「川南遊学の森」の自然体験講座



「ひなもり台県民ふれあいの森」森林環境教育



環境情報センター運営（宮崎県立図書館内）



② 取組の成果

幅広い世代の県民に対し、森林・林業に関する学習の場や森林レクリエーションの場を提供し、県民が森林への理解を深めるとともに、森林保全や自然保護への関心を高めることによって、森林を守り育む人づくりが進められました。

4 宮崎県森林環境税に対する県民意識調査結果

県森林環境税の課税期間が令和7年度までとなっていることから、税制度の今後のあり方等について、県民や企業へのアンケート調査及び県内各地域での意見交換会を実施しました。

(1) 県民アンケート

① 調査の概要

- ・ 調査期間 : 令和6年11～12月
- ・ 対象 : 県民1,200名、企業500社
- ・ 抽出方法 : 県民は県内在住の18歳以上を対象に、住民基本台帳から無作為に抽出
企業は総務省のデータから県内企業を対象に無作為に抽出
- ・ 回収率 : 46.1% (県民 47.3%、企業 43.0%)
- ・ 調査エリア : 県内全域

② 結果

ア 宮崎県森林環境税の仕組みや用途等

県民の69%、企業の74%が肯定的な回答

イ 宮崎県森林環境税の継続

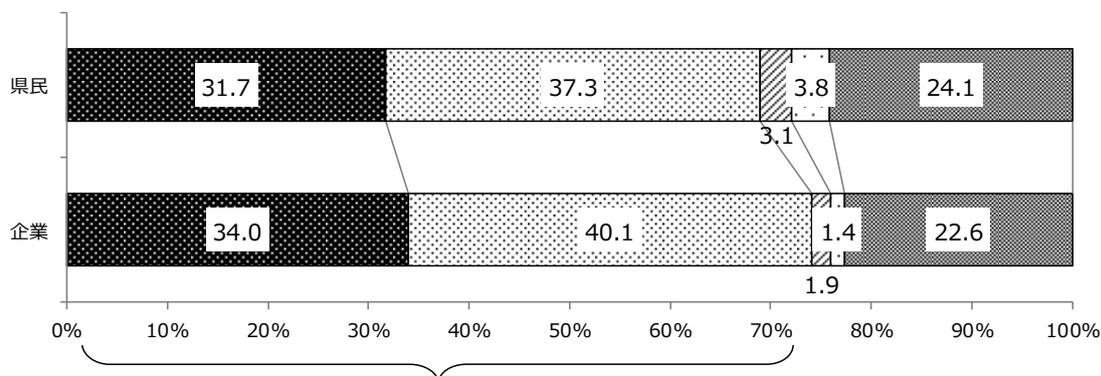
県民の72%、企業の75%が賛成又はやむを得ないと回答

ウ 税額・税率

県民の66%、企業の68%が現状維持が妥当と回答

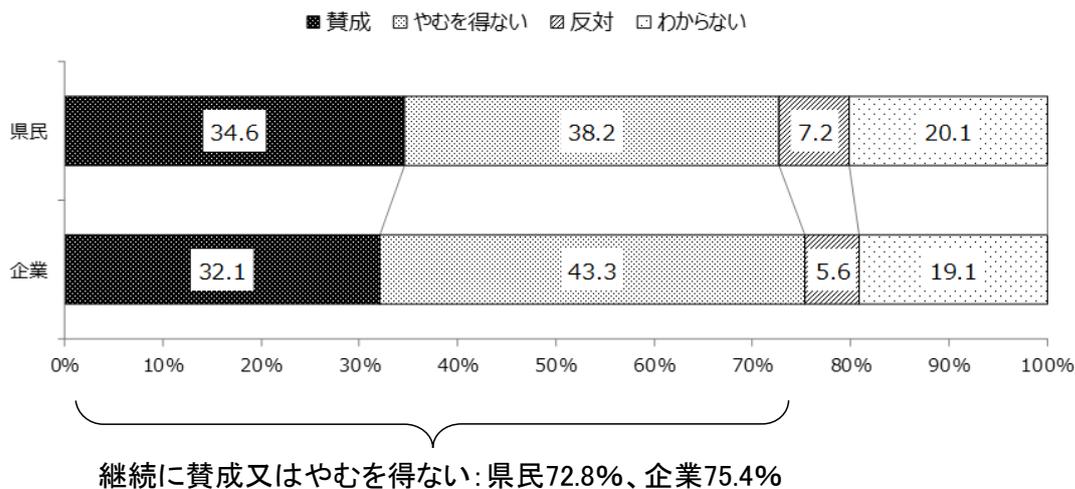
【森林環境税の用途に対する評価】

■ 評価する □ どちらかといえば評価する ▨ どちらかといえば評価しない □ 評価しない ■ わからない

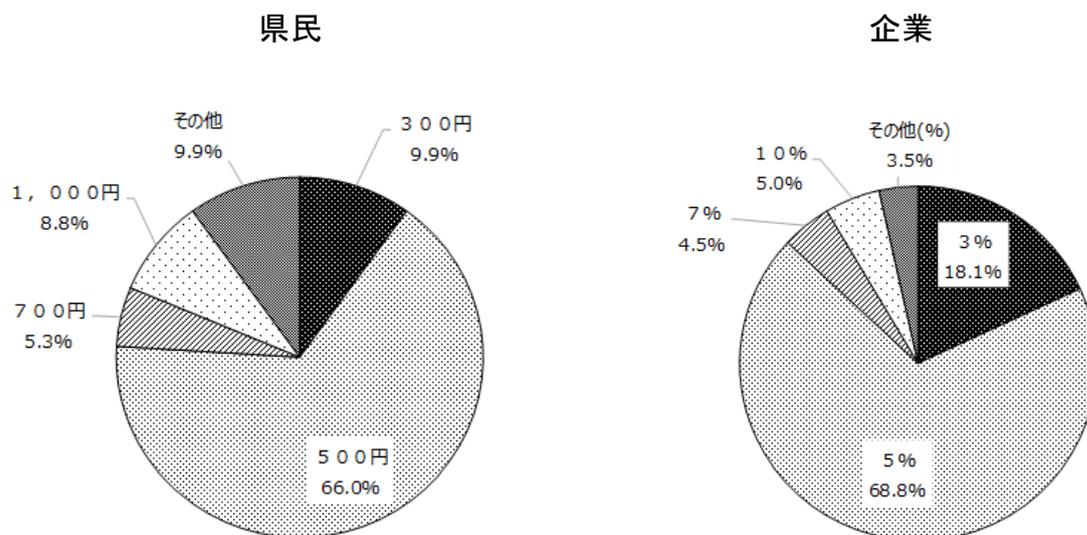


評価する又はどちらかといえば評価する: 県民69.0%、企業74.1%

【森林環境税の継続についての賛否】



【税額・税率】



【使途についての意見】

- ・地球温暖化防止や防災のために、税を有効に使ってもらいたい。
- ・針葉樹だけではなく、広葉樹も育ててほしい。
- ・豊かな自然を育む活動にもっと取り組んでもらいたい。
- ・早急に広葉樹の植林をお願いしたい。動物の棲めないところに人間は住めない。豊かな水源や良い水質も山があつてのもの。
- ・子どもも大人も楽しめる場所を森林のある環境で提供してもらいたい。
- ・県民により理解をいただくことが求められると思う。活動、事業の内容を県民に分かりやすく伝えていただきたい。 等

(2) 地域意見交換会

- ・ 開催期間：令和6年9～11月
- ・ 開催回数：7回
- ・ 参加者数：201名

意見交換会参加者数

(単位：名)

地 区	西臼杵	東臼杵	児湯	中部	西諸	北諸	南那珂	計
参加者数	31	42	30	24	22	25	27	201

【主な意見】

- ・ 地域の里山等の整備を行うにあたり森林ボランティア団体への支援は大変助かっている。これからも支援を継続してほしい。
- ・ 税の名称を県民が聞いて分かりやすいように変更した方が良いと思う。
- ・ 花粉の少ない苗木の支援等をお願いしたい。
- ・ 生物多様性の保全や希少種の保護にもっと力を入れてほしい。
- ・ 学校や教育委員会と連携して子どもたちに山の中に入って体験をする機会をつくってほしい。
- ・ 森林環境税やそれを活用した補助事業、森林ボランティア団体の情報などについて分かりやすく発信してほしい。 等

5 宮崎県水と緑の森林づくり税（旧：宮崎県森林環境税）（第5期）の概要

本県では、平成18年度から宮崎県森林環境税を活用して、県民の理解と参画により森林づくりに取り組んできた結果、森林ボランティア団体や企業等による森林づくり活動が広がり、広葉樹の植栽等により森林の整備・保全が進み、森林環境教育によって森林を守り育む人材の育成が図られるなど、税の目的に沿った成果が上がってきています。

こうした中、国において森林整備等に必要な財源として森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から市町村及び県に譲与が開始されましたが、その対象とならない県や県民、森林所有者などが協働して取り組む森林環境の保全対策等は、県の森林環境税により引き続き取り組んでいく必要があります。

また、県民を対象とした地域意見交換会やアンケート調査、有識者からなる検討委員会において、今後も継続すべきであるとの意見を多くいただいているところです。

宮崎県森林環境税は、森林を県民共有の財産としてとらえ、県民の皆様と共に守り育て、後世に引き継いでいく仕組みとして大変重要であることから、令和8年度以降もさらに5年間延長するとともに、税の名称を「水と緑の森林づくり税」に変更し、本県の森林づくりを県民の皆様との理解と協力を得ながら積極的に進めていきたいと考えています。

（1） 税制度の内容

① 課税方式

第4期と同じ

② 課税期間（5年間）

個人 令和8年度から令和12年度分まで

法人 令和8年4月1日から令和13年3月31日までに開始する事業年度

（2） 国の森林環境税及び森林環境譲与税

① 概要

パリ協定の枠組みの下で、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、市町村及び都道府県に令和元年度から譲与が開始されています。

ア 負担方法等

- ・ 課税方法：個人住民税均等割と併せて市町村が賦課徴収
- ・ 税額：年額 1,000円 課税開始：令和6年度 税収：約600億円

イ 宮崎県への譲与額 (億円)

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
県	1.15	1.73	1.73	1.84	1.84	2.01
市町村	4.61	9.80	9.81	13.52	13.52	18.08

ウ 使途

- ・ 市 町 村：間伐等の森林整備や人材育成等の森林整備の促進に関する費用
- ・ 都道府県：市町村の支援や森林整備の促進に関する費用

(3) 宮崎県水と緑の森林づくり税と国の森林環境譲与税における使途の整理

県の水と緑の森林づくり税では、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の理念を実現するため、県民参加の森林づくりやボランティア支援、森林環境教育などの県と県民が協働して取り組む森林づくりを実施します。一方で、国の森林環境譲与税では、市町村及び県が実施する森林整備及びその促進のため、県では、市町村の支援やみやざき林業大学校での新規就業者育成等を実施します。それぞれの税の趣旨や目的に応じて2つの税を有効に活用しながら森林づくりを進めてまいります。

項目	宮崎県水と緑の森林づくり税	国の森林環境税・森林環境譲与税
根拠	宮崎県水と緑の森林づくり税条例 (平成18年3月29日条例第13号)	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成31年法律第3号)
目的	県民共有の財産であり、多面的な機能を有する森林を県や県民、森林所有者などが協働し取り組む森林環境の保全のための施策に必要な財源として創設	地球温暖化の緩和、国土保全などの公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備等に必要な財源として創設
方法	・ 個人：年額500円 ・ 法人：均等割額の5%相当額 (1,000円～40,000円)	個人：年額1,000円
期間	平成18年から導入し、5年単位で更新 現在は第4期 (令和3年度～令和7年度)	森林環境譲与税：令和元年度から譲与 国の森林環境税：令和6年度から課税開始
規模	令和6年度 約3.2億円	宮崎県への譲与額 (令和6年度) 市町村 約18.1億円 県 約2億円
実施主体	県	市町村、県 (県は市町村の支援等を行う。)

項目	宮崎県水と緑の森林づくり税	国の森林環境税・森林環境譲与税
用途	<p>県や県民が協働して実施する森林づくりやその気運醸成にかかる施策に活用</p> <p>○県民の理解と参画による森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林づくり活動に対する支援、苗木の提供 ・企業による森づくりの支援 など <p>○多面的機能を発揮する豊かな森林づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風等により堆積した流木などの撤去 ・公益上重要な森林を対象とした広葉樹植栽の支援 ・花粉の少ないスギコンテナ苗など優良苗木の供給体制整備の支援 など <p>○森林を守り育む人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校での森林環境教育 ・林業現場の見学研修 など 	<p>市町村が実施する間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進にかかる施策に活用</p> <p>●市町村の活用事例</p> <p>ア 森林整備等 森林所有者への経営意向調査、森林経営管理制度による間伐、森林整備経費支援、森林境界明確化、地域林政アドバイザーの設置など</p> <p>イ 人材育成・担い手確保 省力化資材・高性能林業機械等の導入支援、下刈作業・酷暑作業手当 など</p> <p>ウ 木材利用・普及啓発 公的施設の木質化、木育の推進など</p> <p>●県の活用事例</p> <p>ア 市町村森林整備支援 「みやざき森林経営管理支援センター」の設置・運営 など</p> <p>イ 人材育成・担い手対策支援 「みやざき林業大学校」での実践的な知識や技術を有する新規就業者の育成 など</p> <p>ウ 木材利用の推進・普及啓発の支援 国内・海外における県産材の需要開拓推進、木づかい運動の推進など</p>

(4) 用途の基本的な考え方

「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の理念を実現するため、以下の3つの方針に基づき、健全で多様な森林づくりを推進します。

① 県民の理解と参画による森林づくり

森林ボランティア団体や企業等多様な主体による森林づくり活動の支援や、県民が森林をもっと身近に感じるための取組等を積極的に進めます。

ア 多様な主体による森林づくりの推進

- ・森林ボランティア団体の育成
- ・森林ボランティア団体が行う森林づくり活動の支援や苗木の提供
- ・森林づくり活動の相談窓口設置や企業による森づくり活動の支援 等

イ 森林づくりに対する県民の理解促進

- ・森林づくりイベントの開催
- ・県民の暮らしにやすらぎや潤いをもたらす森林の保全対策
- ・県民に自然の大切さや森林の持つ公益的機能を体感させる取組の推進
- ・宮崎県水と緑の森林づくり税使途事業に関する普及啓発
- ・生物多様性保全の重要性や民間団体による保全活動の普及啓発 等

② 多面的機能を発揮する豊かな森林づくり

水源涵養機能や土砂流出防止機能等、森林の持つ公益的機能の発揮や生物多様性の保全に寄与する取組等を積極的に支援します。

ア 森林の持つ公益的機能の発揮

- ・水源地等の上流域における広葉樹等の植栽
- ・林地残材や溪流等に流出した流木の集積・撤去
- ・森林の公益的機能の持続的発揮につながる保安林化の促進
- ・松くい虫被害対策
- ・花粉の少ない優良苗木の安定供給
- ・多様な森林づくりに寄与する広葉樹等を活用した取組支援 等

イ 森林の生物多様性の保全

- ・生態系の保護・保全・回復活動を行う地域の支援
- ・巨樹・古木の保全対策 等

③ 森林を守り育む人づくり

森林の恩恵を将来にわたって全ての県民が享受できるよう、子どもから大人まで全ての世代に対する森林環境教育等を推進します。

- ア 森林に親しむ幼児期の意識づくり
 - ・未就学児を対象とした森林環境教育の支援 等
- イ 森林に関心を持つ小中高生・若者の育成
 - ・地域や学校での森林環境教育の実践
 - ・みどりの少年団の活動支援
 - ・小学生等を対象とした森林に関する視察研修や体験活動 等
- ウ 森林づくり等に関わる人材の育成
 - ・一般県民を対象とした森林づくり研修の実施
 - ・地域の生物多様性保全活動を推進する人材の育成 等

※下線部は、第5期からの新たな取組

【第5期最終年度（令和12年度）の目標値】（第8次宮崎県森林・林業長期計画等）

指 標	現況値 (R6)	目標値 (R12)
森林ボランティア参加団体数	193団体	250団体
企業による森林整備・保全協定面積（累計）	615.40ha	650ha
公益的機能の高度発揮が求められる森林の整備・保全面積	2,189ha	2,300ha
森林環境教育参加者数	5,824名	10,090名

（5） 名称の変更

宮崎県森林環境税は、「宮崎県森林環境税条例」に基づき、平成18年度から県民の皆様に負担いただいています。

一方、国においては、平成31年3月に制定されました「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、令和6年度から国税としての森林環境税の課税が開始されています。

県としましては、県の森林環境税と国の森林環境税との混同を避け、県の森林環境税が「宮崎県水と緑の森林づくり条例」の理念を実現するための財源であることを分かりやすく表現するために、県の「森林環境税」の名称を「水と緑の森林づくり税」に変更します。